

基補発 0311 第 2 号
基安化発 0311 第 2 号
令和 3 年 3 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

補 償 課 長
安全衛生部化学物質対策課長

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン (MOCA)
による膀胱がんの労災請求勧奨等について

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン (以下「MOCA」という。) のばく露と膀胱がんとの関連については、化成品等を製造する事業場において MOCA を取り扱う業務に従事した複数の労働者から膀胱がんを発症したとして労災請求があったことを受け、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」を開催し、医学的知見を報告書として取りまとめ、令和 2 年 12 月 22 日に公表し、MOCA を取り扱っている又は過去に取り扱っていた事業場に対する労災請求手続き等の周知を予定していたところである。

報告書の公表に伴い、今般、当省において把握している、MOCA を取り扱っている又は過去に取り扱っていた 529 事業場に対して、別添 1～4 を送付することにより労災請求手続き等の周知を行ったところである。

上記事業場の内訳については、各都道府県労働局労災補償課に対して別途送付するが、健康主務課に対しても共有を図るとともに、周知を行った事業場等から労災請求や労働者の健康障害防止等に関する相談があった際には適切に対応されたい。

なお、本件については、関係団体に対しても別添 5 のとおり協力依頼を行っていることを申し添える。

事業主の皆さまへ

～ MOCA を取り扱う作業に従事されていた
労働者等への労災保険制度の周知等のお願いについて ～

労働基準行政の推進につきまして、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内の化成品等を製造する工場において、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノフェニルメタン (MOCA) を取り扱う業務に従事していた労働者に発症した膀胱がんの労災請求があったことを受け、厚生労働省において、MOCA のばく露と膀胱がんの発症との関連性について検討を行った結果、令和 2 年 12 月に、現時点の医学的知見が、報告書として取りまとめられました。

この報告書で示された MOCA のばく露と膀胱がんの発症との関連性については、概ね次のとおりであり、MOCA のばく露により膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた事案については、この考え方にに基づき業務と膀胱がんの関連性を検討し、労災保険給付の可否を判断します。

- ① MOCA のばく露業務に 5 年以上従事した労働者に発症した膀胱がんは、潜伏期間が 10 年以上認められる場合、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いものと考えること。
- ② MOCA のばく露業務への従事期間が 5 年または潜伏期間が 10 年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無、喫煙の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討すること。

過去に MOCA を取り扱っていた労働者の中には、膀胱がんを発症された方がいる可能性があることから、厚生労働省では、MOCA を過去に取り扱っていた、または現在取り扱っている事業場に対して、所属の労働者、既に退職されている労働者やそのご遺族の方々に、労災保険制度の周知と労災請求等の勧奨をしていただくよう要請することになりましたので、貴事業場におかれましても、趣旨をご理解の上、ご協力いただくようお願い申し上げます。

※ MOCA により膀胱がんを発症した労働者に関する労災請求権の消滅時効については、報告書の公表日（令和2年12月22日）から進行します。

なお、制度の概要や請求手続き等については、同封のパンフレット「労災保険給付の概要」、「請求（申請）のできる保険給付等」をご参照いただくとともに、退職された労働者や、そのご遺族の方々への周知等に当たっては、別添のお知らせの書面をご活用ください。

また、現在 MOCA を取り扱う業務に従事している労働者で、特殊健康診断等により、膀胱がんと診断された方についても、同封のパンフレット等により、労災保険制度の周知と労災請求の勧奨をしていただきますようお願いいたします。

労災保険制度や労災請求の手続き等についてご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※ 「労災保険給付の概要」、「請求（申請）のできる保険給付等」のほか、労災補償関係のパンフレット等については、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

また、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書についても同様に、厚生労働省ホームページに掲載しています。

パンフレット検索方法

トップページの「テーマ別に探す」→雇用・労働の「労働基準」→施策情報の「労災補償」→労災補償給付の種類→各種パンフレット・FAQはこちら

報告書検索方法

芳香族アミン検討会で検索→厚生労働省「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」→2020（令和2）年12月22日の報道発表資料

参考：MOCA による健康障害防止対策について

MOCA を現在取り扱っている事業場及び過去に取り扱っていた事業場に対して、以下の対策をお願いしていますので、改めてご留意頂きますようお願いいたします。

1 特化則に基づくばく露防止措置等の徹底（現在取扱事業場）

MOCA の製造・取扱いを現在行っている事業場においては、特定化学物質傷害予防規則（特化則）に基づくばく露防止措置を徹底すること。

その際、設備的な対策のみならず、関係労働者の作業方法や保護具の着用・管理等についても必要な対策を講じること。また、経気道ばく露に限らず、保護手袋の着用や休憩室への入室の際の付着物の除去など、経皮ばく露や経口ばく露の防止措置も講じること。

2 特化則に基づく健康管理の徹底等（現在取扱事業場、過去取扱事業場）

現に MOCA を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用しているものに対して、平成 29 年 4 月から施行された改正後の特化則に基づく特殊健康診断（膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目が追加されたもの）の実施を徹底すること。

なお、MOCA を取り扱ったことのある労働者であって既に退職しているものについては、今後、専門家の意見を聴取し、必要な措置を講じる予定としているが、それまでの間、特化則に基づく特殊健康診断と同様の内容の検査の受検を勧奨すること。

3 特化則に基づく記録の保存期間の延長（現在取扱事業場、過去取扱事業場）

膀胱がん有病歴者の中には、MOCA へのばく露から膀胱がんの発症まで 30 年以上経過していると考えられる者も確認されていることから、MOCA を現在又は過去に製造し、若しくは取り扱ったことのある事業場においては、特化則に基づく MOCA に関する作業の記録、作業環境測定の評価の記録、特殊健康診断の結果の記録について、法令上の保存期間（30 年間）を経過後も、引き続き、保存すること。

MOCA を取り扱う業務に従事されていた労働者の皆様 またはそのご家族の皆様へのお知らせ

MOCA を取り扱う業務に 5 年以上従事し、10 年以上の潜伏期間を経て膀胱がん（※）を発症した場合には、その労働者の方に対して、労災保険から治療費や休業補償などの保険給付が支給されることがあります。

また、上記の業務に従事していた労働者の方が、膀胱がんが原因で死亡した場合には、そのご遺族に対する遺族補償として保険給付が支給されることがあります。

（※）MOCA を取り扱う業務に従事した期間が 5 年または膀胱がん発症までの潜伏期間が 10 年に満たない場合でも、従事していた作業内容や、ばく露状況などによっては、労災保険給付を受けられることがあります。

（労災保険給付の概要）

- ・膀胱がん等の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・遺族に対する補償（遺族補償給付）

この件に関するお問い合わせは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお願いします（裏面をご覧ください）。

また、労災保険給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。

TEL：0570-006031 / 平日 8:30～17:15

※ ご利用の際は、通話料がかかります。一部 IP 電話等からはご利用になれません。

厚生労働省労働基準局補償課

◆お問い合わせ先一覧

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル	023-624-8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1617
神奈川県	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3506
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2856
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8105
静岡県	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング	052-855-2147
三重	514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市中原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館大樹生命南国テレホンビル	099-223-8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3559